

メンタルサポート事業の概要

1 概要

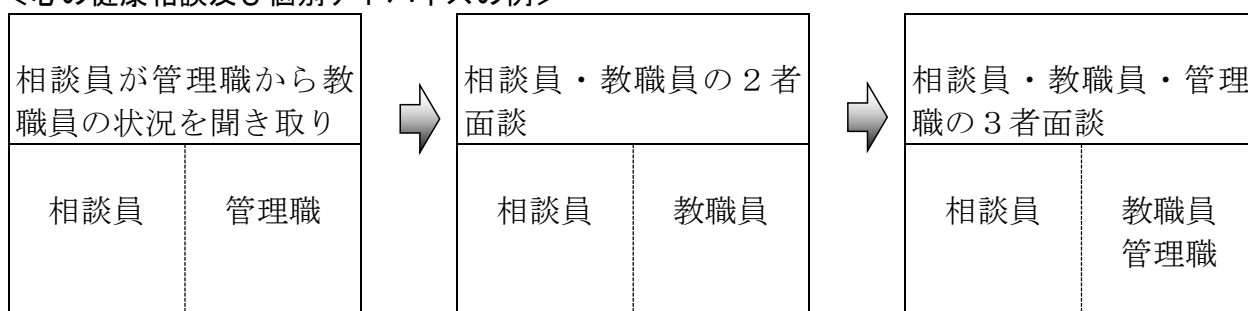
メンタルサポート事業は、精神疾患を原因とした休養・休職を防止するために、臨床心理士を府立学校に派遣し、精神的な負荷を抱える教職員への心の健康相談や、管理職に対するアドバイスを行うものです。

2 事業の内容

- ・府教育委員会が相談員として委嘱した臨床心理士への相談日時を毎月設定し、前月中旬に学校にお知らせします。
- ・学校からの申請により相談員が学校を訪問し、以下のいずれかの事業を実施します。

心の健康相談及び個別アドバイス	相談員・教職員・管理職の3者面談を実施するとともに、管理職にアドバイスを行います。	2時間程度
一般アドバイス	管理職から教職員の状況を聞き取り、管理職にアドバイスを行います。	1時間程度

<心の健康相談及び個別アドバイスの例>



3種類の面談を行う(所要：合計で2時間程度)

3 その他

- (1) 事業の実施に当たり、利用の有無も含めて、相談した教職員のプライバシーは確保します。
- (2) 相談は1人につき、原則、年1回までの利用となります。